

公表日 ; 令和 6 年 12 月 1 日

株式会社東京ダイケンビルサービス

## 次世代育成支援対策法・女性活躍推進法に基づく行動計画

当社は、男女共に全従業員が活躍できる、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和 6 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日までの 3 年間

### 2. 目標及び対策

目標 1 ; 総労働時間を令和 6 年度比で 5%削減させる＝1 人当たり所定外労働時間 150 時間 (年) 相当とする。

<対策>

令和 6 年 12 月～ 社内の現状把握、対応策の検討開始

令和 7 年 1 月～ 各部署において時間外労働の削減計画を策定する

※本社事務所等の実施可能な労働環境にある事業場には、  
毎週 1 回 (特定曜日) の「ノー残業デイ」の運用を開始する

令和 7 年 4 月～ 社内に対する呼び掛け (キャンペーン) を行う (継続実施)

目標 2 ; 前期に引き続き、指導的立場 (現場責任者) の女性社員を、令和 9 年 11 月末までに令和 6 年 12 月時点に比較して、2 割以上増加させる。  
また、女性社員の在籍人数が少ない部門 (設備職・警備職) への新規採用若しくは現場異動による配属を増やし、当該部門における女性社員の比率を 5～10%増加させる。

<対策>

令和 6 年 12 月～ 指導的立場の社員育成を担う部門及び設備・警備部門の責任者・担当者に研修を実施

令和 7 年 1 月～ 女子社員の配置の少ない現場への新規採用若しくは現場異動による配置を増やす (継続実施)

以上